

岩手県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、釜石市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成25年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 都市計画施設（道路）
 - （2）名称 3・4・5号寺町薬師堂線、3・4・11号只越鳥谷坂線、3・6・22号只越学校前線
- 2（1）種類 都市計画施設（公園）
 - （2）名称 2・2・5号天神公園
- 3（1）種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）
 - （2）名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）